

(5) 自主行動計画の充実と透明性の確保

(自主行動計画の充実)

- 現在、日本経団連の下で各業界ごとに自主行動計画が作られており、取組が進められている。こうした取組は、各業態・企業の自主性や創意工夫を引き出すきめ細かい取組となっており、これまで一定の成果を挙げてきている。自主行動計画をさらに充実させ、実効性のあるものにしていくためには、業務部門に区分される本社ビルや営業拠点における削減努力、運輸部門の荷主としての物流の効率化に向けた取組など、二酸化炭素の排出量の大幅な増加が見込まれている業務部門や運輸部門での自主行動計画の策定とその着実な実践が期待されている。

日本経団連は、産業・エネルギー供給部門と比べてこれまで取組に差異のある運輸部門及び業務その他部門についても自主行動計画の策定を関係業界に促し、その実行を確保しようとしている。また、製造業に属する企業でも運輸部門や業務その他部門の活動を行っており、産業部門のバウンダリーを超えた削減活動を評価する動きが広がっている。運輸部門及び業務その他部門の二酸化炭素排出量が増加している状況にかんがみれば、これらの分野についての対策の実行に関して、自主行動計画を策定する意義は大きい。

(自主行動計画の協定化と透明性の確保)

- 経団連の自主行動計画は、産業界が企業市民として社会に対してコミットしたものであると言われている。その透明性や実効性について保証するため、経団連として関係審議会でのレビューを受けたり、環境自主行動計画第三者評価委員会を設置して評価を行う等の努力をしている。
- 透明性を高めることについては、算定の基礎データの公表を一層推進するとともに、経団連環境自主行動計画第三者評価委員会の2003年度環境自主行動計画評価報告書でも指摘されているとおり、「各業種から提出された数字と国の統計との整合性の確認、計画全体の目標と各業種目標の整合性の確認、各業種目標の妥当性のチェック」等について、「専門的能力を有し、客観的な判断ができる専門機関の活用を検討」すべきである。
- 実効性を高めることについては、同評価委員会は、自主的な取組について、一層の説明責任と目標達成の見通しの確実性が求められるとしている。

このためにも、自主行動計画について政府との間で協定を結ぶことについて検討されるべきである。また、企業の社会的責任や環境報告書、環境会計との連携についても検討が必要である。

- また、同評価報告書は、「欧州諸国にみられる自主協定も、環境自主行動計画の今後を考える上で一つの参考となる。我々が理解する自主協定は必ずしも法的拘束力や罰則等を伴うものではない。政府もしくは独立性の高い専門機関によるデータのチェックによって、透明性、信頼性を確保するとともに、協定に基づく対策の実施を産業界の柱と位置づけ、目標が達成される限りにおいて追加的対策を講じないことが担保されれば、参加各業種のインセンティブ向上も期待できる」とされている。
- 一方、現大綱に自主行動計画は、各主体の自主的かつ幅広い参画による自らの創意工夫を通じた最適な方法の選択が可能等の理由から、環境と経済の両立を目指す本大綱の中核の一つを成すものと記載されており、経団連自主行動計画は政府を含め社会全体に対する公約であることから、改めて協定を政府と結ぶ必要はないとの意見もあった。

(削減努力をした企業が正当に評価される仕組み)

- 経団連の自主行動計画は、一定の成果を収めているが、全体として評価する仕組みとなっていることから、個々の業界や個々の企業の努力が外から見えにくい仕組みとして機能しているおそれがある。
- 自主行動計画は努力した業界や企業の個々の取組が評価される仕組みと両立する形で機能させることも可能であると考えられる。既に企業によっては、大変な努力を始め、その成果を挙げているところが多いことを考慮し、また、経団連は個々の企業の自主的自立的な取組を奨励することはあるても阻害することはないと表明していることから、個々の企業が正当な評価を受ける仕組みを同時に準備しておくことが大切である。
- また、努力を行った個々の企業が消費者から評価される仕組みが重要であり、政府は先進的な取組を奨励・支援すべきである。さらに、業界として、あるいは企業として政府と協定を結び、実際に積極的な取組を進める企業に対しては、より大きなインセンティブを与えることも考えられる。

(6) 国内排出量取引制度

(国内排出量取引制度)

- 排出量取引制度は、経済的手法の代表的なものの一つであり、市場メカニズムを活用し、一定量の削減を実現するまでの全体としてのコストを最小化する経済効率的な制度である。一定量の削減を実現する上で、取引を認めないとすれば、限界削減コストの均等化が図られず、全体としてより高いコスト負担をする結果となる。
- 国内排出量取引制度は、2005年1月からEU及びノルウェーで導入され、相互にリンクすることが決まっているほか、スイス及びカナダにおいても導入が予定されており、EUと各国の国内制度相互の更なるリンクに関する具体的な検討も始まっている。京都メカニズムやEU排出量取引制度等の他国の排出量取引制度とリンクすることにより、排出枠価格の低下・安定化が図られ、より費用効率的に排出削減を実現することができる。
- 排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、排出が増えた場合にも排出枠を購入する等の柔軟な対応が可能な制度である。
- 我が国においては、経団連自主行動計画により、各業種で一定の目標を達成することとコミットしているが、各企業が一律にその目標を達成するわけではなく、当然、業種によって、さらに企業によって削減する企業、増加する企業がある。自主行動計画では、その間に金銭の移動はないが、国内排出量取引制度を導入すれば、定められたルールの下で市場に従った取引が行われることになる。

国内排出量取引制度はEUでも導入され^{*15}、カナダ等においても原単位目標をベースにした制度の導入が検討されている。我が国の制度をEU、カナダ等の国内排出量取引制度や京都メカニズムとリンクし、海外市場のクレジット等を使用できる制度とすれば、EU、カナダ等と限界削減費用の平準化が可能となる。

*15 EUなどに導入されている排出量取引制度は、規制色・経済統制色の強い政策であり、我が国へ導入すべきでないとの意見があった。これに対して、規制法によって統制的に行うより、市場メカニズムを活用した自由経済の考え方方に則った排出量取引制度を導入することによって、むしろコストを最小化することが可能であるとの意見があった。

(国内排出量取引の制度設計にあたっての留意点)

- 発電用燃料以外の燃料や工業プロセスからの排出については直接排出に、電力については間接排出に着目する（電力使用者の排出責任とする）ことにより、産業部門、工業プロセス部門、業務その他部門を通じ、排出削減努力を促すことができる。
- 対象となる施設を指定して排出量取引を行う場合には、対象施設の在り方、排出枠（アラウアンス）の配分方法、不遵守時の措置といった制度の在り方などについて、我が国の実情を踏まえ、今後議論を深めていく必要がある。また、制度設計の際には、業界・企業間の公平性を担保するための事前検討の行政コストが膨大なものとならないよう、行政コストをできるだけ低くすることが重要である。さらに、将来的には、国内排出量取引制度を京都メカニズムやEU排出量取引制度等諸外国の制度とリンクさせていくことが重要である。このため、各国政府が行うことになっている国別登録簿を整備することにより、京都メカニズムを活用するためのインフラを整備することが重要である。

(自主参加型の国内排出量取引制度)

- 自主参加型の国内排出量取引制度は、自ら定めた削減目標に自主的にコミットした企業に対して、何らかのインセンティブを与えるとともに、当該削減目標を達成するために排出量取引を活用することとするものである。イギリスでは、EU排出量取引制度の導入に先立ち自主参加・インセンティブ付与型の国内排出量取引制度を実施し、経験の蓄積と温室効果ガスの削減を図っている。
- 我が国においても、第2ステップにおいて、自主参加型の国内排出量取引制度を実施することにより、経験の蓄積と温室効果ガスの追加的な排出削減を実現することが適當である。その際、対象となるガスとしては、二酸化炭素のみならず、削減の費用対効果の大きい代替フロン等3ガスについても、削減努力を評価する観点を含めて、対象とすべきである。
- こうした自主参加型の国内排出量取引制度は、地球温暖化対策への先進的取組が付加価値を生むという新しいビジネスモデルを創造していく社会実験としても位置づけられるものであり、企業の先進的な取組を奨励し、自主参加型の制度を定着・拡大させながら、どこが取組の主体となるか、費用対効果はどうかなど制度の在り方についての検討を進め、条件整備を図っていく必要がある。

- 自主参加型の国内排出量取引制度は、産業界が一体となって互いに協力しながら取り組んでいる自主行動計画と矛盾するのではないかとの意見もあったが、この制度はインセンティブ付与を通じ各企業の追加的な努力を支援するものであり自主行動計画と矛盾することはありえないとの意見もあった。

(7) 環境税

- 温暖化対策税制（いわゆる環境税）については、中央環境審議会総合政策部会と地球環境部会が合同で設置した施策総合企画小委員会における検討のほか、昨年11月に環境省より環境税の具体案が公表され、これを踏まえて、政府税制調査会において検討が行われた。また、施策総合企画小委員会では、昨年12月に温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点について、取りまとめが行われている。
- 環境税は、温室効果ガスを排出する全ての主体に対して公平に排出削減への経済的インセンティブを与えることができる、必要な削減量を最小のコストで達成することができる等の特徴を有している。
- また、環境税の効果としては、①化石燃料の価格上昇により省エネ製品への代替、化石燃料の使用等の削減、省エネ技術の研究開発等を促す価格インセンティブ効果、②税により生じた税収を幅広い地球温暖化対策に活用することによる財源効果、③国民一人ひとりが税の負担を感じることにより温暖化対策の必要性を感じてもらうアンスメント効果の3つの効果があるとされており、環境税は他の施策と比較し、公平性、透明性、効率性、確実性の観点から優れている。
- 計画に掲げられる対策の実効性を確保する手法として経済的手法が考えられる。経済的手法のうち、補助金や税制改正優遇措置によって各種の対策を実現するためには、総体として巨額の費用がかかるものと考えられる。環境税では、その税収をこれらの補助金や税制優遇措置に充てることが可能である。
このため、経済的手法の追加に当たっては、様々な課題の指摘もあるが、①～③の効果を併せ持つ環境税が有力な手段であると考える。

- ※ 大綱の見直し作業を通じ、京都議定書の目標達成を念頭に、環境税の果たすべき役割を具体的かつ定量的に検討し、これを踏まえて環境税のあるべき姿について早急に検討することが求められている。
- ※ 具体的かつ定量的な検証作業の結果を踏まえて、記述を追加する。

(8) 夏時間（サマータイム）の導入

- 夏時間（サマータイム）は、地球温暖化対策の観点からは、夕方の照明や朝の冷房用電力等の節約により、二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれる。
- サマータイムには多面的な効果があるとされており、その導入については、地球温暖化対策の観点からだけでなく、ボランティア活動や観光・文化産業の支援策、労働時間の短縮やバカンス制度の導入などの諸施策と相まって推進することにより、国民の生活構造の改革を推し進め、豊かな生活を送りながら地球温暖化対策を進めることにつながって行くことが期待される。特に、サマータイムの検討に当たっては、かつて、長時間につながりかねないとの懸念があった経緯もあり、地球温暖化対策の観点に加え、働く側にとってのゆとり・豊かさをめざしたライフスタイルの見直しやワークルールの観点も考慮する必要がある。また、地域特性に応じた柔軟な検討が必要である。
- このため、アンケート調査、パンフレットの作成、啓蒙活動、各主体との意見交換を一層、積極的に推進するとともに、地域における先進事例を検証しつつ、国民的議論の展開を図り、合意形成を図るべきである。

(9) 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進

- 地球温暖化対策に係る観測・監視については、第3回地球観測サミット（2005年2月、ブリュッセル）において採択された「地球観測に関する10年実施計画」、及び総合科学技術会議の「地球観測の推進戦略」（2004年12月）等を踏まえ、温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制の強化を行う必要がある。
- 地球温暖化に係る調査研究については、総合科学技術会議における地球温暖化研究イニシアティブの下、気候メカニズムの解明、地球温暖化の現状把握と予測、地球温暖化が環境、社会・経済に与える影響の評価、温室効果ガスの削減及び地球温暖化への適応策等について、国際協力を図りつつ、戦略的・集中的に調査研究を推進する必要がある。
- 温室効果ガスの排出量・吸収量の算定に当たっては、部門別の排出実態をより正確に把握するとともに、各主体による地球温暖化対策の実施状況の評価手法を精査するため、活動量として用いる統計の整備や、エネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の算定に係る調査・研究を推進する必要がある。